

令和4年3月22日

事業主様
被保険者様

サンヨー連合健康保険組合

令和4年福島県沖を震源とする地震による災害に 被災した被保険者等に係る一部負担金等の取扱について

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府は、今回の災害を踏まえ、下記の市町村に対して災害救助法の適用を決定しました。

この決定を踏まえ、当該の市町村に在住する世帯の当健保被保険者および被扶養者に係る一部負担金の取扱等について、下記の措置を講じることをお知らせいたします。

＝記＝

1. 適用市町村

- 【宮城県】 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
- 【福島県】 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、

2. 措置内容

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の免除
- ② 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付

3. 上記①の対象となる被災

災害救助法の適用を受けた市町における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、全流出の損害を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

4. 適用期間

災害発生日から原則3ヶ月間

5. お問い合わせ先

サンヨー連合健康保険組合 業務課 小川 TEL 06-6484-5822

以上